

松南第1地域包括支援センター 担当公民館区

指定公民館名	区 域
津田公民館	東津田町、西津田二丁目、西津田三丁目、西津田四丁目、西津田五丁目、西津田六丁目(3番、4番及び10番から14番までの区域)、西津田九丁目、西津田十丁目、古志原二丁目(21番の一部、22番、23番、24番の一部、28番及び29番の区域)
古志原公民館	古志原町、古志原一丁目、古志原二丁目(1番から20番、21番の一部、24番の一部及び25番から27番までの区域)、古志原三丁目、古志原四丁目、古志原五丁目(1番から7番、8番の一部、9番から15番、17番及び18番の一部の区域)、古志原六丁目(1番、2番、3番の一部、4番から18番まで、19番の一部、20番の一部及び21番の一部の区域)、古志原七丁目(1番から24番まで及び25番の一部の区域)、八雲台一丁目、八雲台二丁目、一の谷町、上乃木町、上乃木五丁目(12番の一部、13番の一部、17番の一部及び18番の一部の区域)、上乃木六丁目、上乃木七丁目、上乃木八丁目、上乃木九丁目(3番から7番まで、8番の一部及び17番から26番までの区域)、上乃木十丁目
大庭公民館	大庭町、山代町、古志原五丁目(8番の一部、16番及び18番の一部の区域)、古志原六丁目(3番の一部、19番の一部、20番の一部、21番の一部及び22番の区域)、古志原七丁目(25番の一部及び26番から30番までの区域)、佐草町、大草町、矢田町(山代町に隣接する一部の区域)